

裁 決 書

審査申立人 (略)

審査申立人から令和7年8月25日付けで提起された令和7年5月25日執行の阪南市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙及び当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを却下する。

本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の選挙及び当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項及び第206条第1項の規定により、阪南市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委員会は、令和7年8月18日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は、公選法第202条第2項及び第206条第2項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取消し、本件選挙の選挙並びに本件選挙の当選人であるA氏及びB氏（以下兩名をあわせて「本件当選人ら」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由等を本件裁決時点で要約すると、次のとおりである。

- (1) 審査申立人は、本件選挙に立候補する際に、宣誓書を提出したが、それに係る証明書類の提出を求められなかった。
- (2) 公選法第9条第2項及び第10条第1項第5号の規定からすると、選挙権及び被選挙権の住所要件として、「3箇月以上その場所で実際に暮らしている」と認められなければならないが、その証明書類等が必要なのは明らかであるが、住所要件を明らかにするのは自己申告による宣誓書のみであり、このことは、平等原則及び適正手続保障原則等に反しているため、立候補者全員の立候補無効を求める。立候補の際には、全員が立候補基準を満たしていることの客観的証明がなされなければならないが、客観的証明書類の提出を求めないことは、全ての候補者に公平性・公明性・適正性を欠いた手続きであると言わざるを得ない。
- (3) 本件当選人らは令和7年2月17日に阪南市に転入しているが、阪南市の何者かにより、本件選挙が行われるとの情報が漏洩されており、明らかに平等原則及び適正手続保障原則に違反する。
- (4) 原決定からすると、本件当選人らにそれぞれ客観的な居住実態がないことが証明されており、原決定において、本件当選人らは「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有

する者」に該当するとされたのかが不明である。
(5) 審査申立人の票が違法に抜き取られた疑惑があるのは客観的にも明らかである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、令和7年8月25日付けで審査申立人から提起された本件申立てを適法なものとして受理し、市委員会に弁明書の提出を求め、また、審査申立人に弁明書に対する反論書の提出の機会を付与し、更には審査申立人から申し立てられた口頭意見陳述の機会を付与するため、審査申立人と市委員会との日程調整をする等、慎重に審理を行った。しかしながら、令和7年9月30日をもって本件選挙の当選人の任期が満了したことから、当委員会は、同年10月1日に審理手続を終結した。

審査申立てについて、公選法第216条第2項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項では、審査申立てが不適法である場合には、審査庁は、当該審査申立てを却下するとされる。「不適法である場合」には、審査申立人適格がない場合、審査申立書の記載に不備があり、審査申立人が補正命令に従わない場合、審査申立ての利益がない場合などがあり、審査申立ての利益は、審査の申立てのための要件であるとともに、裁決時点まで備えていなければならない要件である。

また、選挙又は当選の効力に関する審査申立てにおいて、審査申立ての利益は、当該選挙の当選人の任期満了によって消滅するとされる。選挙訴訟においても、当該選挙の当選人の任期満了をもって訴えの利益は失われるとされている（最高裁判所昭和26年12月21日判決）。

これを本件についてみると、令和7年9月30日をもって本件選挙の当選人の任期が満了し、選挙又は当選の効力を争う実益が失われていることからすると、本件申立ては、本件選挙の当選人の任期満了をもって審査申立ての利益が失われた不適法なものというべきである。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和7年10月8日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第203条第1項及び第207条第1項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。